

令和元年6月議会総務委員会 所管事項調査資料

指定管理者制度における指定期間設定の見直しについて

総務部

令和元年7月

指定管理者制度における指定期間設定の見直しについて

1 見直し内容

見直し前	<p>○原則5年間</p> <p>※PFI導入施設において運用を指定管理者とする場合は、長期に設定することは可能。</p>
見直し後	<p>○5年間</p> <p>地域に密着した施設等で、利用者との調整や施設の維持管理といった業務が主となる施設 (ふれあいセンター、老人福祉施設、市営住宅、駐車場、社会教育施設など 下記以外の施設)</p> <p>○5年以上15年以内の範囲で応募者から提案を受け、市長が定める期間</p> <p>不特定多数の市民や観光客などが利用するような施設で、指定管理者のアイデアやノウハウ、投資等により施設の効用が高められ、更なる利用者サービスの向上や利用者の増が期待される施設 (出島、グラバー園)</p> <p>※PFI導入施設において運用を指定管理者とする場合は、長期に設定することは可能。</p>

2 見直しの経緯

これまで、施設の効用を高めたり、市民サービスの向上を図るために指定管理者のアイデアやノウハウを活用した企画・提案を促したい場合であっても、5年間という短期間では、指定管理者が仮に投資を行ったときの費用の回収が困難であることなど、民間事業者にとってのインセンティブが働きづらい制度となっていたことから、積極的な提案を受けることが困難であった。

このような状況を受け、今回、新たな施設に指定管理者制度を導入するにあたり、より民間の事業者からの積極的な企画・提案を受けられるように制度の見直しを行うもの。

3 指定期間の延長により期待される効果

- (1) 民間のアイデアやノウハウ、投資等の積極的な企画・提案が期待できるようになり、施設の効用やサービスの向上がより一層図られる。
- (2) 指定管理者におけるスタッフの安定的な確保に寄与できる。
- (3) これらにより、サービス水準の向上と、そのサービスの長期的かつ安定的な提供が期待できる。